

改 正 後	現 行
<p>る。</p> <p>なお、「標準利用期間に 6 ヶ月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練) 24 ヶ月間 イ 自立訓練(生活訓練) 30 ヶ月間 ウ 就労移行支援 30 ヶ月間(規則第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42 ヶ月間又は 66 ヶ月間とする。) エ 自立生活援助 18 ヶ月間</p> <p><u>なお、就労移行支援において、就労後に労働時間の延長の際に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が引き続き当該指定就労移行支援事業所において就労移行支援を受ける場合は、改めて支給決定を行うため、報酬告示第 12 の 1 の注 5 の(3)における利用者のサービス利用期間の算定に当たっては、従前の支給決定におけるサービス利用期間と通算しないこと。</u></p> <p>(二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。</p> <p>ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の 2 日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。</p> <p>イ 規則第 6 条の 6 第 1 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 ヶ月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、</p>	<p>る。</p> <p>なお、「標準利用期間に 6 ヶ月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練) 24 ヶ月間 イ 自立訓練(生活訓練) 30 ヶ月間 ウ 就労移行支援 30 ヶ月間(規則第 6 条の 8 ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42 ヶ月間又は 66 ヶ月間とする。) エ 自立生活援助 18 ヶ月間</p> <p>(二) 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。</p> <p>ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の 2 日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。</p> <p>イ 規則第 6 条の 6 第 1 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 ヶ月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、</p>

改 正 後	現 行
<p>アにより算定した期間を 1・75 で除して得た期間とする。</p> <p>ウ 規則第 6 条の 6 第 2 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を 1・4 で除して得た期間とする。</p> <p><u>(12) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる障害福祉サービス</u> <u>全てのサービス</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u></p> <p>(一) <u>療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)については、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 10 となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する 100 分の 10 に相当する単位数を減算後</u></p>	<p>アにより算定した期間を 1・75 で除して得た期間とする。</p> <p>ウ 規則第 6 条の 6 第 2 号括弧書きの規定により、標準利用期間が 36 月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を 1・4 で除して得た期間とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>(二) <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>③ <u>当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</u></p> <p>〔13〕 <u>業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる障害福祉サービス</u> <u>全てのサービス</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u></p> <p>(一) <u>療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u> <u>なお、当該所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。)がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の3となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数(減算後基本報酬所定単位数)に対する100分の3に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算すること。</u></p> <p>(二) <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算すること。</u></p> <p><u>③ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</u></p> <p><u>④ 経過措置</u></p> <p><u>令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。</u></p> <p><u>ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。</p> <p>⑯ 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。<u>②において同じ。</u>）、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>（一）療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助（ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものに限る。）については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の10となるものではないことに留</p>	<p>⑯ 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる障害福祉サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、共同生活援助</p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u> <u>なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、 <u>当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する 100 分の 10 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>(二) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものを除く。）については、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 1 となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、<u>当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。</u></p> <p>③ 当該減算については、次の(一)から四<u>まで</u>に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた</p>	<p>③ 当該減算については、次の(一)から四に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月</p>

改 正 後	現 行
<p>月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。<u>なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</u></p> <p>都道府県知事等は、次の(一)から四までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、<u>緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点</u>に留意すること。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「<u>身体拘束適正化検討委員会</u>」という。)を定期的に開催していない場合。<u>具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。</u></p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催すること<u>を可能としている。また、虐待の防止のため</u></p>	<p>から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>なお、</u>都道府県知事は、次の(一)から四に掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合。<u>具体的には、1年に1回以上開催していない場合。</u></p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催すること<u>や虐待防止委員会と関係する職種等が相互に</u>関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会</p>

改 正 後	現 行
<p><u>の対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）</u>と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害<u>のある</u>者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>（三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>（四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。<u>具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害<u>を有する</u>者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>（三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>（四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。<u>具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</u></p> <p>④ 経過措置</p> <p>（一）次のサービスにおいて、令和5年3月31日までの間は、1の<u>⑫の③の（二）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</u></p> <p><u>療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（基準該当就労継続支援B型を含む。）、共同生活援助</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>(15) 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる障害福祉サービス</u> <u>全てのサービス</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u> <u>所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 1 となるものではないことに留意すること。</u>ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算すること。</p> <p>③ <u>当該減算については、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員に</u></p>	<p>② 次のサービスにおいて、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、1 の <u>(12)の③の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</u> <u>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</p> <p>都道府県知事等は、次の(一)から(三)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。</p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>(二) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。</u></p> <p><u>(三) 虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合</u></p> <p><u>(16) 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて</u> 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。 (例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、 人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合 → 所定単位数の100分の50の報酬を算定 (例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、 人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合 → 所定単位数の100分の70の報酬を算定 なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p><u>(17) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて</u> 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のと</p>	<p><u>(13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて</u> 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。 (例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、 人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合 → 所定単位数の100分の50の報酬を算定 (例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、 人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合 → 所定単位数の100分の70の報酬を算定 なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p><u>(14) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて</u> 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のと</p>

改　正　後	現　行
<p>おりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項<u>若しくは</u>同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置<u>若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置</u>(以下「<u>育児、介護及び治療</u>」のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は<u>育児、介護及び治療</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うこと可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育</p>	<p>おりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項<u>又は</u>同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「<u>育児及び介護</u>」のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は<u>育児及び介護</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育</p>

改 正 後	現 行
<p>児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(18) 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者(以下この(18)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(三) その他、指定障害福祉サービス基準第224条、指定障害者支援</p>	<p>児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(15) 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者(以下この(15)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(三) その他、指定障害福祉サービス基準第224条、指定障害者支援</p>

改　正　後	現　行
<p>施設基準第 57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。)第 46 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。)第 31 条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</p> <p>四 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7 条、地域相談支援基準第 5 条及び計画相談支援基準第 5 条(以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところによ</p>	<p>施設基準第 57 条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「地域相談支援基準」という。)第 46 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「計画相談支援基準」という。)第 31 条(以下「電磁的記録等に係る条項」という。)第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</p> <p>四 また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意、締結等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定障害福祉サービス基準第 9 条、指定障害者支援施設基準第 7 条、地域相談支援基準第 5 条及び計画相談支援基準第 5 条(以下「内容及び手続きの説明及び同意に係る条項」という。)第 1 項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当</p>

改 正 後	現 行
<p>り、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの</p> <p>a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(イ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければな</p>	<p>該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの</p> <p>a 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>b 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(イ) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第 1 項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければな</p>

改 正 後	現 行
<p>らない。</p> <p>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>(イ) ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の</p>	<p>らない。</p> <p>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(ア) アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>(イ) ファイルへの記録の方式</p> <p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(三) 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と事業者等の間の</p>

改 正 後	現 行
<p>契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A」を参考にすること。</p>	<p>契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p>
<p>(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(③) その他</p> <p>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとすること。この場合において、「押印についてのQ & A」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとすること。</p>	<p>(四) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)から(三)までに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(五) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(③) その他</p> <p>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとすること。この場合において、「押印についてのQ & A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとすること。</p>
<p>(二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとすること。</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>① 居宅介護サービス費の算定について</p>	<p>(二) 単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとすること。</p> <p>2 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>① 居宅介護サービス費の算定について</p>